

## 上下水道局職員等の内部通報に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、内部通報を行った者（以下「内部通報者」という。）の保護並びに通報があった法令違反等の行為に係る調査及び是正措置等に関し必要な事項を定めること等により、上下水道局（以下「局」という。）の事務又は事業における事故及び不祥事を未然に防止し、もって水道及び下水道の利用者等（次条第3号において「利用者等」という。）から信頼される局を実現することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 局に勤務する地方公務員法（昭和25年法律261号）第3条第2項に規定する職員をいう。

(2) 職員等 職員、局と請負契約その他の契約を締結している事業者の従業員及び団体等から派遣されている行政実務研修員をいう。

(3) 内部通報 職員等が、局が実施する事務又は事業に係る行為について、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合に、当該行為について行う通報をいう。

ア 法令（条例、企業管理規程及び企業管理内規を含む。）に違反する行為又は違反するおそれのある行為の事実

イ 利用者等の生命、身体、財産その他の利益を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある行為の事実

ウ 公益に反し、又は公正な職務を損なうおそれのある行為の事実

(コンプライアンス相談窓口)

**第3条** 内部通報及びこれに関連する相談に係る事務を処理するため、経営部総務課にコンプライアンス相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置する。

(外部調査員)

**第4条** 内部通報の適正な処理を確保するため、局に外部調査員を置く。

2 外部調査員は、内部通報に係る職務について、公平で中立な立場で適切に遂行することができる者のうちから上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

3 外部調査員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 内部通報を受理すること。
- (2) 局が行う内部通報の処理に関し、意見を述べ、助言をすること。
- (3) 内部通報に関し、必要な調査を行うこと。

(内部通報者の責務)

**第5条** 内部通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を与え、又は誹謗中傷を行う目的、公務の遂行を妨げる目的その他の不正の目的で行ってはならない。

2 内部通報は、実名により行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 客観的に事実が説明できる資料が提出された場合
- (2) その他相談窓口が認める場合

3 内部通報者は、当該内部通報に係る調査に協力しなければならない。

4 内部通報者から内部通報に伴い提出された資料は、これを返却しない。

(外部調査員等の責務等)

**第6条** 外部調査員及び相談窓口の職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らすてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

2 外部調査員及び相談窓口の職員は、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 相談窓口の職員は、自ら又はその家族等が内部通報の対象となった場合には、当該内部通報に係る事務に携わることとはできない。この場合において、当該職員は、直属の上司にその旨を申し出なければならない。

(内部通報先及び方法)

**第7条** 内部通報を行おうとする者は、次の各号のいずれかに掲げるものに対して内部通報を行うことができる。ただし、私生活上の問題及び異動、処分等人事上の不平不満の解消のみを求めるものについては、内部通報を行うことはできない。

- (1) 相談窓口
- (2) 外部調査員

2 内部通報は、内部通報書（第1号様式）若しくは当該様式の記載事項を記載した書面（電子メールを含む。以下同じ。）又は口頭（電話又は面談によるものに限る。以下同じ。）によるものとする。ただし、外部調査員に対する内部通報は、口頭によることができない。

(内部通報の受理)

**第8条** 外部調査員及び相談窓口の職員は、内部通報を受けたときは、内部通

報者の秘密保持に配慮しつつ、内部通報者の氏名及び連絡先並びに内部通報の内容となる事実を把握するよう努めなければならない。

- 2 外部調査員又は相談窓口は、内部通報者の責務が第5条第1項及び第2項の規定に該当し、かつ、内部通報先及び方法が前条の規定に該当する場合、内部通報を受理するものとする。
- 3 外部調査員又は相談窓口は、内部通報を受理したときはその旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を当該内部通報者に20日以内に通知するものとする。ただし、内部通報者が匿名の場合は、この限りでない。
- 4 外部調査員は、受理した内部通報について、氏名等の当該内部通報者が特定され、又は類推される可能性のある情報を秘匿して、相談窓口に報告するものとする。ただし、当該内部通報者が秘匿することを要しない旨を申し出たときは、この限りでない。
- 5 外部調査員は、前項の規定による報告に当たり、相談窓口に対して次条第1項に定める調査の実施等について必要な指示を行い、又は自ら調査するものとする。
- 6 相談窓口は、受理した内部通報について、外部調査員に報告又は調査依頼するものとする。
- 7 外部調査員は、前項の規定による報告を受けた場合に、次条第1項本文に定める調査の実施等について相談窓口に対して必要な指示を行い、又は自ら調査するものとする。
- 8 外部調査員は、第5項及び前項の規定により自ら調査する場合においては、相談窓口に通知するものとする。
- 9 相談窓口は、第2項の規定により受理し、又は第4項の規定により報告を受けた内部通報の内容を、必要に応じて、速やかに管理者に報告するものとする。ただし、管理者に係る内部通報については、全て市長及び副市長へ報告するものとする。

(調査等)

**第9条** 相談窓口の職員は、外部調査員の指示のもとに、自ら又は関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴収、書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行うものとする。ただし、管理者に係る内部通報については、外部調査員が行うものとする。

- 2 外部調査員が自ら調査等をする場合は、相談窓口の職員は、外部調査員からの求めに応じ、その調査等に協力するものとする。
- 3 前2項の調査等に当たっては、関係者の人権が不当に侵害されないように

しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定に基づき調査等を受ける職員等及び関係所属は、当該調査等に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。

5 前項の職員等及び関係所属は、当該内部通報者を特定するための調査等を行ってはならない。

(調査開始等の通知)

**第10条** 相談窓口は、内部通報者に対し、前条第1項の規定に基づき調査を開始したとき、又は第8条第8項に定める通知を受けたときは調査を開始した旨を、調査を要しないこととなったときは、調査を要しない旨及びその理由を通知するものとする。ただし、当該内部通報が外部調査員が受け付けたものであるときは、当該外部調査員を介して通知するものとする。この場合において、当該内部通報者が特に通知を望んでいないとき等については、この限りでない。

2 前項に定める通知は、内部通報者が匿名の場合は、適用しない。

(報告)

**第11条** 相談窓口は、第9条第1項本文の規定による調査の結果を外部調査員に報告するものとする。

2 外部調査員は、前項の規定により調査結果の報告を受けた場合には、講ずべき措置等について、相談窓口を経て、管理者に対し意見を述べ、又は助言をするものとする。

3 相談窓口は、前項の規定により外部調査員から意見又は助言を受けた場合には、調査結果に付して、管理者に報告するものとする。

4 外部調査員が自ら調査を実施した場合には、講ずべき措置等について、管理者に対し意見又は助言を付して、相談窓口を経て、その結果を管理者に報告するものとする。ただし、管理者に係る内部通報の調査結果は、相談窓口を経て、市長及び副市長へ報告するものとする。

(是正措置)

**第12条** 市長又は管理者は、調査結果について前条第3項又は第4項の規定に基づく報告を受けた場合は、同条第2項又は第4項の意見又は助言を踏まえ、必要に応じて、是正措置、再発防止策等の改善措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。

(外部調査員への是正措置等の通知)

**第13条** 市長又は管理者は、前条の規定に基づき是正措置等を講じたときは、速やかに外部調査員に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定は、是正措置等を講ずる必要がなかった場合について準用する。この場合において、その理由も併せて通知するものとする。

(是正措置等に対する外部調査員の意見等)

**第14条** 外部調査員は、前条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により通知された是正措置等について、必要に応じて、市長又は管理者に意見を述べ、又は助言をすることができる。

2 市長又は管理者は、前項の規定により是正措置等に対する意見及び助言を受けたときは、当該意見及び助言を踏まえ、当該是正措置等について、再検討するものとする。

3 前項の規定による再検討及びその結果に伴う是正措置等についての報告又は通知については、前2条の規定を準用する。

(内部通報者への通知)

**第15条** 市長又は管理者は、第13条に定める通知を行った場合、前条第1項の規定に基づく意見又は助言の有無について確認を行い、意見又は助言がない場合は速やかに、前条第1項の意見又は助言のある場合においては同条第3項で準用する措置等の終了後速やかに、内部通報を行った者に対し、調査の結果及び是正措置等の内容について通知するものとする。この場合において、当該内部通報が外部調査員が受け付けたものであるときは、当該内部通報者に対しては外部調査員を介して通知するものとする。ただし、当該内部通報者が特に通知を望んでいないとき及び内部通報者が匿名の場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、調査の結果、内部通報された事実がなかった場合又は是正措置を講ずる必要がなかった場合に準用する。この場合において、その理由も併せて通知するものとする。

(相談)

**第16条** 職員は、内部通報に関し、相談窓口に対して、書面又は口頭により相談を行うことができる。

2 職員は、第5条第1項に定める目的で相談を行ってはならない。

3 相談を行った者は、当該相談に係る調査に協力しなければならない。

(相談への対応)

**第17条** 相談窓口の職員は、職員からの相談を受けた場合には、相談の内容に応じて、自ら又は関係所属の協力を得て、関係者からの事情の聴取、報告の徴収、書類の閲覧、現地の確認その他必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査等に当たっては、相談者及び関係者の人権が不当に侵害されな

いようにしなければならない。

- 3 第1項の規定に基づき調査等を受ける職員等及び関係所属は、当該調査等に協力するとともに、調査の状況等を他に漏らしてはならない。
- 4 相談窓口は、前項の調査等により、是正措置等を要する事項を認めたときは、当該所属に対して、必要な指導又は助言を行うことができる。
- 5 相談窓口は、前条の規定に基づき受けた相談が内部通報に該当すると認められるときは、相談を行った者の同意を得て、内部通報として処理することができる。

(不利益な取扱いの禁止等)

**第18条** 市長、副市長、管理者及び職員等は、内部通報者及び第16条の規定により相談を行った者（次条において「内部通報者等」という。）に対し、内部通報及び内部通報に関する相談をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 管理者は、第5条第1項、第6条第1項及び第2項、第9条第4項及び第5項、第16条第2項、前条第3項並びに前項の規定に違反した職員に対し懲戒処分その他の必要な措置をとるものとする。

(不利益な取扱いに関する申出)

**第19条** 内部通報者等は、正当な内部通報及び内部通報に関する相談をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた場合には、外部調査員に内部通報不利益取扱申立書（第2号様式）により申し出ることができる。ただし、地方公務員法に基づく処分を除くものとする。

- 2 外部調査員は、前項の申出を受けた場合には、自ら調査を実施し又は相談窓口に調査を実施させ、その調査結果に基づき、市長又は管理者に必要な意見を述べ、又は助言をすることができる。
- 3 市長又は管理者は、前項の規定により意見及び助言を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長又は管理者は、必要な措置を講じたときは、速やかに外部調査員に対し、その旨を通知し、外部調査員はその旨を当該内部通報者等に通知するものとする。ただし、当該内部通報者等が特に通知を望んでいないときは、この限りでない。
- 5 前項の規定は、是正措置を講ずる必要がなかった場合について準用する。この場合において、その理由も併せて通知するものとする。

(運営状況の公表)

**第20条** 管理者は、内部通報の件数、主な内容等（第8条第2項の規定により

受理した匿名による通報を含む。) について、毎年度公表しなければならない。

(事案の移送)

**第21条** 管理者は、内部通報が、他の執行機関により処理されることが適当であると判断したときは、当該事案をその執行機関に移送するものとする。

(その他の事項)

**第22条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、管理者が定める。

**附 則**

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年上下水内規20)

この内規は、令達の日から施行する。

**附 則** (平成26年上下水内規2)

この内規は、令達の日から施行する。

**附 則** (平成27年上下水内規2)

この内規は、令達の日から施行する。

第 1 号様式（第 7 条第 2 項関係）

年 月 日

内 部 通 報 書

氏 名	
区 分	
所 属 (勤 務 先)	
住 所	
連 絡 先	
メー ル ア ド レ ス	
違法行為等の事実の 内容	
上記内容を客観的に 説明できる資料等	
調査結果・是正措置 の通知	



第 2 号様式（第 19 条 第 1 項 関係）

年 月 日

内部通報不利益取扱申立書

氏 名	
区 分	
所 属 (勤 務 先)	
住 所	
連 絡 先	
メー ル ア ド レ ス	
内部通報及び内部通報に関する相談をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けた内容	